

第5次檜葉町地域福祉計画・ 第2次檜葉町地域福祉活動計画



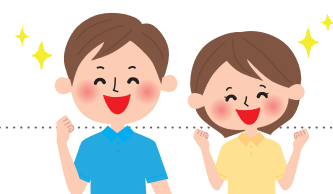
① 計画策定の趣旨

檜葉町でこれまで重点的に取り組んできた分野横断的で全世代対応型地域包括ケアシステム体制の充実を図り、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、さらに推進していくことが重要です。

そして、町政運営の基本方針である「町勢振興計画」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民、行政、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図るため、「第5次檜葉町地域福祉計画」と「第2次檜葉町地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を連携・協働して推進します。



② 計画の期間



本計画は、令和7年度から11年度までの5か年計画です。

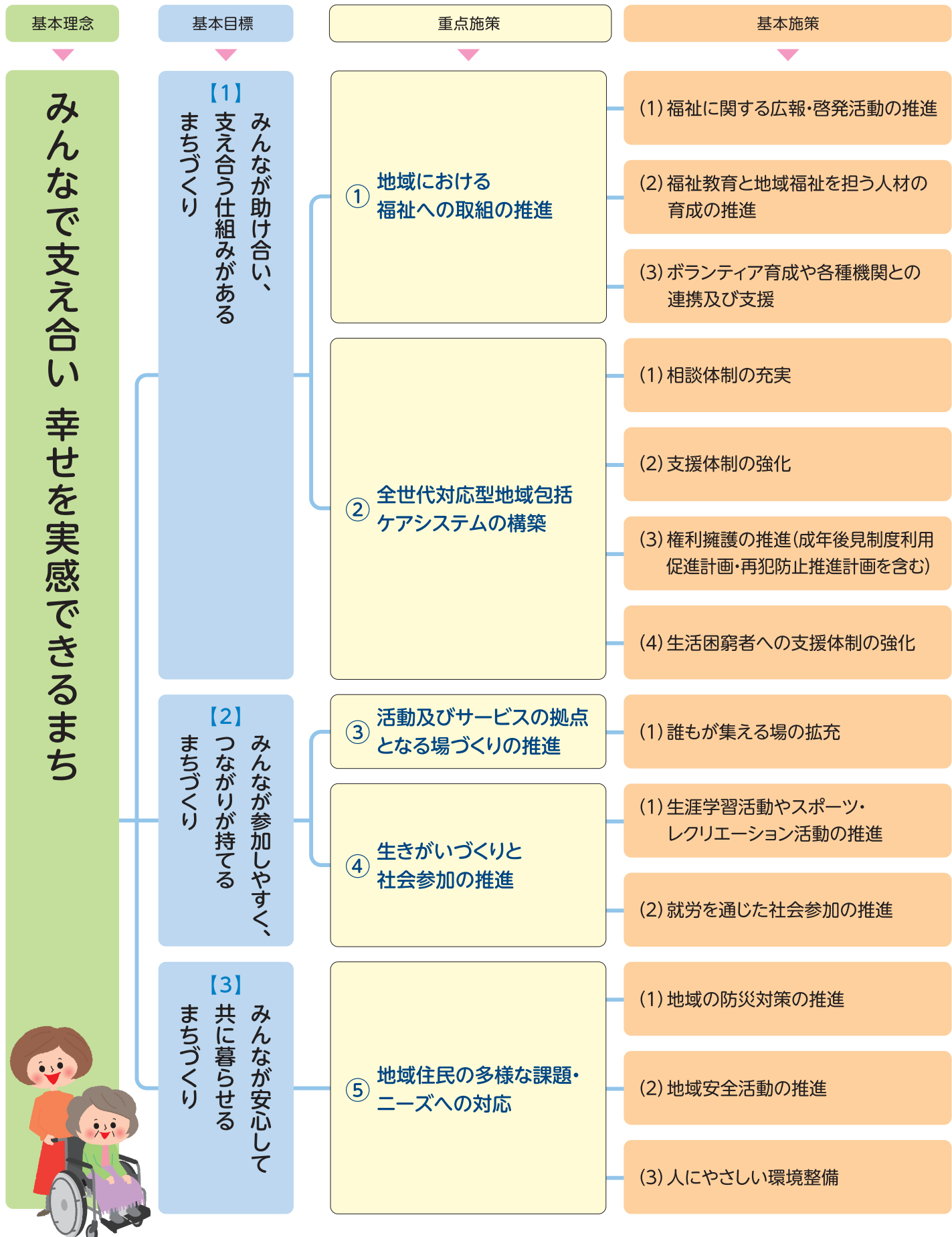
ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域福祉計画	第4次計画		第5次計画				
地域福祉活動計画	第1次計画		第2次計画				
成年後見制度利用 促進計画			前倒し				
再犯防止推進計画							



③ 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な重点施策と基本施策を示します。





町が取り組むこと

社会福祉協議会・福祉関係機関等が取り組むこと

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の普及、啓発
- 地域のつながりの強化
- 地域福祉に関する情報の発信

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の普及、啓発
- 地域のつながりの強化
- 地域福祉に関する情報の発信

- 関係機関との連携強化
- 事業・活動の周知
- 福祉教育の推進
- 世代間の交流を深める場の提供

- 福祉教育の推進
- サマーショートボランティアスクールの再構築
- 世代間の交流を深める場の提供
- 教育機関や企業等の連携強化

- 普及支援

- ボランティアセンター機能の充実
- ボランティア講座・研修会・福祉体験会の開催
- ファミリー・サポート・センターの推進

- 相談窓口の周知

- 相談窓口の周知
- 各相談支援機関における連携の強化

- 全世代対応型地域包括ケアシステムの構築
- ワーキンググループの活用

- 全世代対応型地域包括ケアシステムの構築
- ワーキンググループの活用

- 成年後見制度の利用促進を推進する体制の構築
- 虐待防止対策・虐待対応
- 再犯防止の推進・支援

- 成年後見制度の利用促進を推進する体制の推進
- 虐待防止対策・虐待対応
- 再犯防止対策の推進
- 権利擁護事業の推進・強化

- 情報共有体制の確立

- 相談支援体制の強化と伴走支援
- フードバンクの提供
- 就労支援

- 各分野の団体をつなげ、町全体を見える化する体制の構築

- 誰もが参加しやすい集いの場の推進

- 地域の様々な活動につながる情報の提供
- 生きがいづくりや健康づくりにつながる各種講座の開催
- 健康づくりの充実・推進

- 介護予防・健康づくりの充実・推進
- 生きがいづくりや健康づくりにつながる各種講座の開催

- 就労環境の整備
- 農福連携（農業・福祉）での支援

- 働ける場の創出
- 企業との連携
- 農福連携（農業・福祉）での支援

- 「避難行動要支援者名簿」の継続整備
- 「個別避難計画」の策定
- 避難支援に関する協定の締結

- 「避難行動要支援者名簿」の継続整備
- 避難支援に関する協定の締結
- 避難行動要支援者に対する避難支援

- 地域安全活動を担う人材の育成

- 支え合い活動（見守り）の充実

- 人にやさしい環境づくり推進

- 人にやさしい環境づくり推進



④ 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知、広報

住民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるように、町及び社会福祉協議会の広報誌やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努めます。

(2) 住民、地域、行政の役割、協働体制

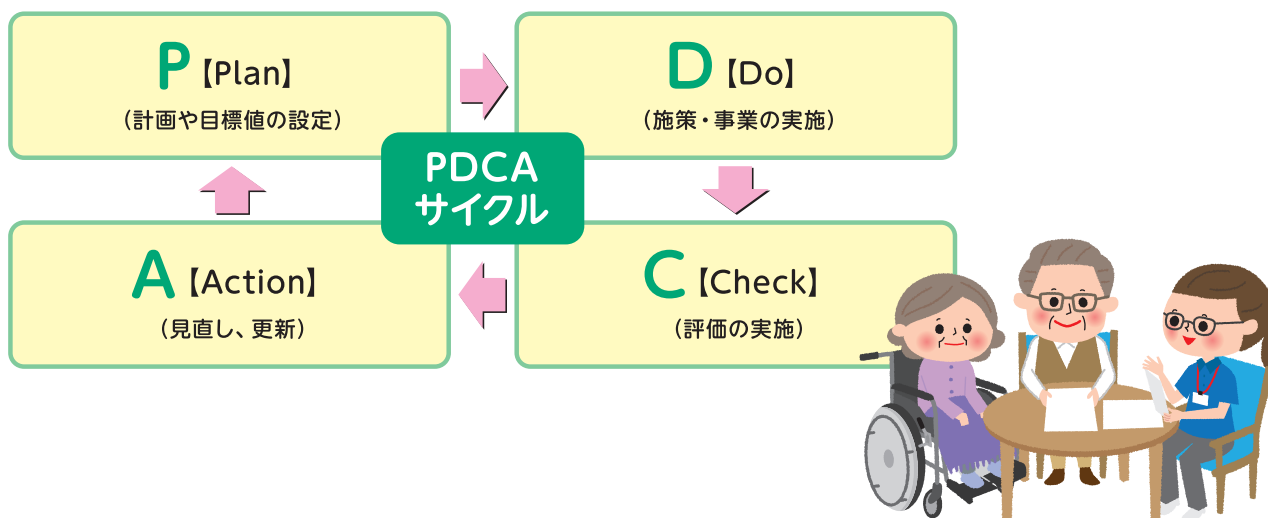
地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、保健福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、社会福祉協議会との連携をはじめ、行政区、民生児童委員、福祉事業者、学校、こども園、老人クラブなど、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画の着実な推進を図るため、地域包括ケア推進協議会等において点検及び評価を行い、その結果に基づいて必要に応じ計画の見直しを行います。

進捗管理のPDCAサイクルのイメージ



第5次檜葉町地域福祉計画・第2次檜葉町地域福祉活動計画

概要版

令和7年3月

編集／発行 檜葉町保健福祉課・社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会

〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6(保健福祉課)

TEL.0240-23-6102(保健福祉課)

TEL.0240-25-4157(社会福祉協議会)